

給水装置の浸出性能基準について



The Knights

水道法施行令により、給水装置には浸出性能基準が設けられています。給水装置使用の際は、この基準に適合した製品を用いなければなりません。基準に適合していない場合には、水道事業者に供給契約の申込を拒まれたり、適合するまでの間供給を停止されることがあります。

給水装置

道路側に埋設されている配水管（配水管は水道用資機材の扱いになります）から分岐し、各家庭に水をひく給水管及び、それに直結する給水用具をいいます。台所用・洗面所用の水栓、浄水器などの「末端給水装置」と、給水管、継手類、バルブ類などの「末端以外給水装置」があり、それぞれに浸出性能基準が設定されています。「末端以外給水装置」に比べ「末端給水装置」の基準が厳しくなっています。浸出性能試験を行い、それぞれの基準に適合しているかを判断します。（浸出性能試験はザ・ナイツレポート No.09003 参照）

浸出性能基準

「構造・材質基準」の1つで、給水装置から金属等の有害物質が溶け出し、飲用に供する水が汚染されることを防止するための基準になります。

基準に適合している製品を基準適合品といいます。基準適合品である証明を行うには、以下の2通りあります。（「構造・材質基準」には浸出性能基準以外に、耐圧性能、耐寒性能、水撃限界性能、逆流防止性能、負圧破壊性能、耐久性能に基準が設けられています。それぞれの基準に適合した製品が基準適合品になります。）

1. 自らの責任による認証（自己認証）
2. 第三者認証機関による認証（第三者認証）



第三者認証は、（社）日本水道協会・（財）日本ガス機器検査協会など公的認証機関による基準適合の審査になります。基準適合品には認証マークが貼られます。

当社は、水道法第20条に基づく水質検査機関として厚生労働大臣の登録を受けており、自己認証及び、第三者認証機関へ申請する際の浸出性能試験についての実績があります。

厚生労働省告示、日本工業規格及び（社）日本水道協会が定めた規格に基づいた給水装置の浸出性能試験に対応しております。

詳しくは、当社 **環境分析部 岡田、加藤（吉）**（フリーダイヤル0120-01-2590 内線215、346）までお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/l 以下	0.003 mg/l 以下
水銀及びその化合物	0.00005 mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下
セレン及びその化合物	0.001 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
鉛及びその化合物	0.001 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
ヒ素及びその化合物	0.001 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
六価クロム化合物	0.005 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0 mg/l 以下	10 mg/l 以下
フッ素及びその化合物	0.08 mg/l 以下	0.8 mg/l 以下
ホウ素及びその化合物	0.1 mg/l 以下	1.0 mg/l 以下
四塩化炭素	0.0002 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下
1, 4-ジオキサン	0.005 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.0004 mg/l 以下	0.004 mg/l 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.002 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.001 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.003 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
ベンゼン	0.001 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
ホルムアルデヒド	0.008 mg/l 以下	0.08 mg/l 以下
亜鉛及びその化合物	0.1 mg/l 以下	1.0 mg/l 以下
アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下
鉄及びその化合物	0.03 mg/l 以下	0.3 mg/l 以下
銅及びその化合物	0.1 mg/l 以下	1.0 mg/l 以下
ナトリウム及びその化合物	20 mg/l 以下	200 mg/l 以下
マンガン及びその化合物	0.005 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
塩化物イオン	20 mg/l 以下	200 mg/l 以下
蒸発残留物	50 mg/l 以下	500 mg/l 以下
陰イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下
非イオン界面活性剤	0.005 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
フェノール類	0.0005 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 mg/l 以下	3 mg/l 以下
味	異常でないこと	異常でないこと
臭気	異常でないこと	異常でないこと
色度	0.5 度 以下	5 度 以下
濁度	0.2 度 以下	2 度 以下
エピクロロヒドリン	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
アミン類(トリエチレンテトラミンとして)	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
2, 4-トルエンジアミン	0.002 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下
2, 6-トルエンジアミン	0.001 mg/l 以下	0.001 mg/l 以下
酢酸ビニル	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
スチレン	0.002 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下
1, 2-ブタジエン	0.001 mg/l 以下	0.001 mg/l 以下
1, 3-ブタジエン	0.001 mg/l 以下	0.001 mg/l 以下

備考 主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあつては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001 mg/l」とあるのは「0.007 mg/l」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1 mg/l」とあるのは「0.97 mg/l」と、銅及びその化合物の項中「0.1 mg/l」とあるのは「0.98 mg/l」とする。

(経過措置)

①パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第1フェノール類の項中「0.0005 mg/l」とあるのは「0.005 mg/l」とする。

②末端に設置されている給水用具の「カドミウム及びその化合物」の基準値は、平成24年3月まで「0.001 mg/l以下」とする。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第 20 条に基づく水質検査
- ⑤土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析

